

かえで義務教育学校の開校に伴う学校跡地の個別活用方針

令和8(2026)年1月

1 目的

佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画後期計画により、令和10(2028)年度に「かえで義務教育学校」が施設一体型義務教育学校として開校となる予定です。

これに伴い、当該義務教育学校の学区に位置する小学校が閉校となることから、本市の学校跡地活用の基本的な考え方を示した「佐野市学校跡地等活用にあたっての基本方針（平成27年6月策定、令和8年1月一部改訂）」に基づき、閉校後の学校跡地の個別活用方針について、以下のとおり定めます。

2 対象校

【かえで義務教育学校の対象小学校】

学校名	閉校予定	閉校予定日
旗川小学校	かえで義務教育学校の開校に伴い閉校	令和10年3月
吾妻小学校	かえで義務教育学校の開校に伴い閉校	令和10年3月
天明小学校 [一部通学区域]	城東中学校区小中一貫校の開校に伴い閉校	令和13年3月
植野小学校 [一部通学区域]	南中学校区小中一貫校の開校に伴い閉校	未定

上表のうち本方針の対象となる学校は、次の2校とします。

- ・ 旗川小学校
- ・ 吾妻小学校

なお、天明小学校、植野小学校については、通学区域の一部がかえで義務教育学校の対象となっていますが、天明小学校については城東中学校区小中一貫校、植野小学校については南中学校区小中一貫校の開校に伴い閉校となる予定であることから、今後の各小中一貫校の整備状況等を見据えながら、それぞれの個別活用方針を定めることとします。

3 学校跡地の活用に向けた考え方

閉校後の学校跡地の活用については、「佐野市学校跡地等活用にあたっての基本方針」に基づき「公共施設としての活用」、「民間等施設としての活用」に分類し、各学校跡地に適した活用方針を検討します。

第一に、「公共施設としての活用」では、今後の行政需要や適正な施設配置等を踏まえた活用方策を検討するとともに、地域の要望等にも配慮しながら活用を図ります。

第二に、「民間等施設としての活用」では、「公共施設としての活用」がない場合において、民間事業者等から市域全体の課題解決や地域活性化に繋がる活用方策を公募し、特定した事業者等へ施設を売却等することによって有効活用を図ります。

4 各学校跡地の活用区分及び個別活用方針

【活用区分】

民間等施設としての活用

【対象校】

旗川小学校、吾妻小学校

【選定理由】

旗川小学校及び吾妻小学校の跡地活用については、第一に「公共施設としての活用」として、次のとおり検討を図りましたが、施設全体を活用するものではなく使用箇所も限定的であることから、それらの行政需要に対応する箇所は確保しつつ、全体の活用方針としては「民間等施設としての活用」とし、有効活用を図ることとします。

【検討内容】

①災害時の避難場所

旗川小学校及び吾妻小学校は、現在、市の避難場所に指定されており地域防災の拠点施設であることから、今後も市指定避難所として利用することとします。

なお、「民間等施設としての活用」として跡地活用事業者を公募する際には、市指定避難所としての継続使用を募集条件に定め、地域の防災機能が損なわれないよう配慮するものとします。

②かえで義務教育学校のバックヤード（倉庫）

当該義務教育学校内には、教材備品や体育用具等の保管場所の確保が困難なことから、旗川小学校もしくは吾妻小学校を当該義務教育学校の補完施設とし、校舎をバックヤードとして活用することを検討しましたが、校舎全体の利用では規模過大となることから、既にバックヤードとして活用している旧戸奈良小学校や旧常盤小学校の空きスペースなどに保管することとします。

③かえで義務教育学校への通学用バス停留所

当該義務教育学校へ遠距離通学となる児童生徒の通学負担軽減の対策として、通学バスの運行が必要となることから、利用する児童生徒の安全性を考慮したうえで、吾妻小学校の校庭の一部等に、バス停留所を設置することとします。

なお、バス停留所で使用する区域を確保したうえで、残りの敷地一体は「民間等施設としての活用」を図ることとします。

【公募方法】

跡地活用事業者及び活用方策の募集については、市がプロポーザル（提案）方式による公募を実施し、その選考にあたっては、市が事業者から提案された各種方策について、当該事業の確実性、継続性、公共公益性や、当該事業が生み出す地域貢献の内容などを重点に置きながら審査を行い、跡地活用事業者を特定します。

【民間活力導入の意義】

学校跡地の活用に民間活力を導入することにより、民間事業者等が自己の有する資金や事業ノウハウをもとに、地域資源の特性や地域の潜在的能力を活かしながら、公共事業では成し得ない地域活性化に向けた多種多様な活用方策の実現が期待されます。

また、学校跡地を民間事業者等へ売却等することにより、当該跡地の維持管理に係る経費の削減や売払収入等による財源の確保、資産譲渡による固定資産税等の税収の増加など、市の財政面においても大きな効果が見込まれます。

【活用条件等】

旗川小学校及び吾妻小学校の敷地は、市街化調整区域に位置することから、開発及び建築行為、既存建築物の用途変更は、都市計画法等の関係法令により規制されています。

そのため、当該学校跡地の活用にあたっては、都市計画法第34条各号に掲げる立地基準等を満たす内容が必要となります。

[活用可能な主な用途]

- ・学校施設、社会福祉施設、医療施設、農林漁業施設など

5 暫定利用について

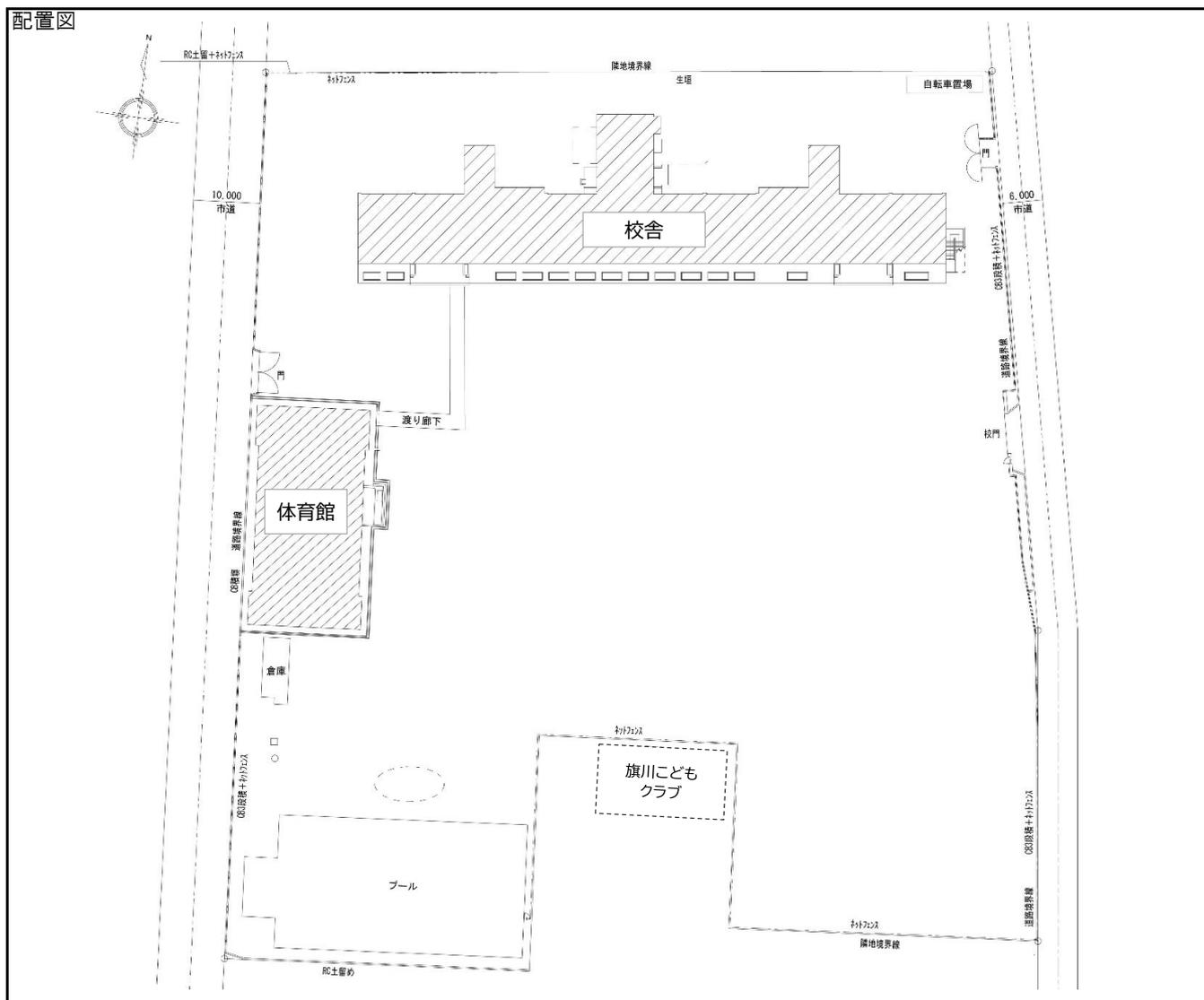
学校跡地の活用については、本格的な活用に至るまでにはそれ相応の期間を要することが想定されるとともに、中・長期的な視点に立ち、将来の行政ニーズに弾力的に対応できるよう、新たな行政需要が生じた際の利活用に備えておくことも必要となります。

したがって、本格的な活用に至るまでの一定期間においては、一時的な行政需要への対応や地域コミュニティの場としての利用、民間事業者等への一時貸付などの暫定的な活用を図ることとします。

施設概要

令和7年11月現在

学校名		所在地			活用区分			
旗川小学校		佐野市並木町964番地			民間等施設としての活用			
土地	地番			敷地面積(㎡)	用途区域			
	佐野市並木町字原根964番2外2筆			14,766.00	市街化調整区域			
主な建物	施設名	建築年次	構造	階数	面積(㎡)	耐震	投票所	市指定避難所
	校舎	S47	RC造	3	3,164.68	○ 補強工事済	-	
	体育館	S53	S造	2	580.84	○ 補強工事済	-	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学校夜間開放(校庭、体育館) ・旗川子どもクラブ(旗川小学校敷地内開設) ・第2旗川子どもクラブ(旗川小学校校舎内開設) 							



施設概要

令和7年11月現在

学校名		所在地			活用区分			
吾妻小学校		佐野市上羽田町1369番地1			民間等施設としての活用			
土地	地番			敷地面積(㎡)	用途区域			
	佐野市上羽田町字提外1369番1外14筆			13,931.00	市街化調整区域			
主な建物	施設名	建築年次	構造	階数	面積(㎡)	耐震	投票所	市指定避難所
	校舎	S56	RC造	3	2,947.00	○ 補強工事済	-	○
	体育館	S47	S造	2	800.61	○ 補強工事済	-	
特記事項	・学校夜間開放(校庭、体育館)							

